

「むさしの保護ケース規定」新旧対照表（2026年3月2日改定）

（下線部分が改定箇所）

改定後	現行
<p>第1条（保護ケースの使用）（略）</p> <p>第2条（保管品の範囲）</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p>(3) <u>保護ケースには、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの。</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗の恐れがある等、保護ケースの通常の用法による保管に適さないもの。</u></p> <p>第3条（利用目的の確認）</p> <p>(1) <u>保護ケースの契約の締結または利用等にあたっては、預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p>(2) <u>保護ケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に不正利用されることを防ぐため、店舗内でのカメラ撮影や利用等の行員立会い等の適切な方法で保護ケースの利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>第4条（契約期間等）（略）</p> <p>第5条（手数料）（略）</p> <p>第6条（保護ケースの受け渡し等）（略）</p> <p>第7条（届出事項の変更など）（略）</p> <p>第8条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略）</p>	<p>第1条（保護ケースの使用）（略）</p> <p>第2条（保管品の範囲）</p> <p>(1) ～ (2)（略）</p> <p>(3) 新設</p> <p>（新設）</p> <p>第3条（契約期間等）（略）</p> <p>第4条（手数料）（略）</p> <p>第5条（保護ケースの受け渡し等）（略）</p> <p>第6条（届出事項の変更など）（略）</p> <p>第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）（略）</p>

改定後	現行
<p>第 9 条（保護ケース等の変更）（略）</p>	<p>第 8 条（保護ケース等の変更）（略）</p>
<p>第 10 条（印鑑照合等）（略）</p>	<p>第 9 条（印鑑照合等）（略）</p>
<p>第 11 条（損害の負担等）（略）</p>	<p>第 10 条（損害の負担等）（略）</p>
<p>第 12 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この保護ケースは、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの保護ケースの使用申込をおことわりするものとします。</p>	<p>第 11 条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この保護ケースは、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの保護ケースの使用申込をおことわりするものとします。</p>
<p>第 13 条（解約等）</p> <p>(1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ保護ケースおよび鍵は直ちに返却してください。なお、鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 8 条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きとってください。第 4 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 預け主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 預け主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき</p>	<p>第 12 条（解約等）</p> <p>(1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ保護ケースおよび鍵は直ちに返却してください。なお、鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 7 条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをとってください。第 3 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 預け主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 預け主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき</p>

改定後	現行
<p>⑥ <u>預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p>⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p>⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>第14条 (保管物の一時引き取り等) (略)</p> <p>第15条 (緊急措置) (略)</p> <p>第16条 (譲渡、質入れ等の禁止) (略)</p> <p>第17条 (保証人)</p> <p><u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について預け主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p> <p>第18条 (規定の変更) (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3項による保護ケースの返却、鍵の返却等の手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を返却の日に第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(5) ～ (6) (略)</p> <p>第13条 (保管物の一時引き取り等) (略)</p> <p>第14条 (緊急措置) (略)</p> <p>第15条 (譲渡、質入れ等の禁止) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条 (規定の変更) (略)</p>

